

もし、犯罪の被害に 遭ってしまったら…

犯罪被害に遭うと、直接的な被害のほか、精神的な被害、捜査や裁判、治療に伴う時間的・経済的負担等、様々な問題を抱え、普段通りの日常生活を送ることが難しくなってしまふことがあります。

このリーフレットは、犯罪被害に遭われた方が、必要な支援を受けられるよう、浜松市の相談窓口や支援事業をご案内するものです。

ひとりで悩まないで、
まずはご相談ください

浜松市の取組

浜松市は犯罪被害に遭われた方とその家族・ご遺族の方への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、令和4年4月に「浜松市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪等により受けた被害を回復または軽減し、安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、様々な支援を実施しています。

まずはお電話ください

犯罪被害者等の支援を担当する職員が、様々な不安や問題等の相談に対応し、必要な情報を提供します。相談は無料です。

まずは、電話でご相談ください。その後、状況や要望に応じて、面談相談や各種支援を行います。

犯罪被害者等支援総合相談窓口 浜松市くらしのセンター

受付時間 平日午前9時～16時半
※祝日、年末年始を除く

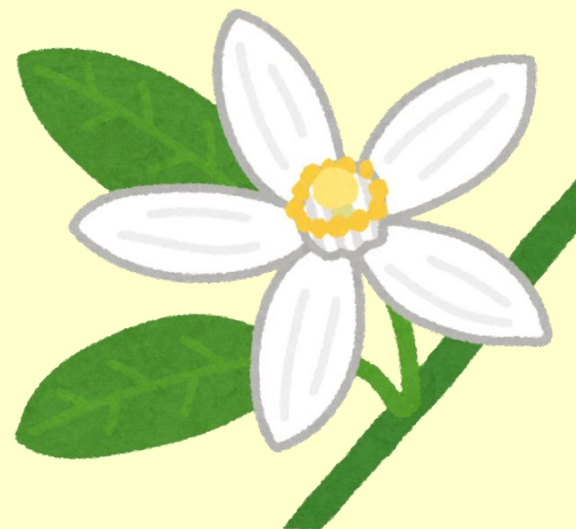
電話番号 053-457-2635



浜松市市民部市民生活課
くらしのセンター
浜松市中央区海老塚町51-1



浜松市の 犯罪被害者等支援 のご案内



浜松市

見舞金の支給について

遺族見舞金 60万円

犯罪行為により死亡した方のご遺族に対して支給いたします。

※遺族の範囲には内縁関係、パートナーシップの関係にあった方を含みます。



重傷病見舞金 20万円

犯罪行為により重傷病（療養1月以上かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病。精神疾患は療養1か月以上かつ3日以上労務に服することができないもの）を負った方に対して支給いたします。

重傷病見舞金を受領した方が死亡した場合、遺族の方に遺族見舞金を支給いたします。（差額40万円を支給）

性犯罪被害見舞金 10万円

性犯罪を受けた方に対して支給いたします。性犯罪により重傷病を負った場合、重傷病見舞金を支給いたします。（差額10万円を支給）

私は、
犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」です！



助成金の支給について

転居費用助成金（上限）20万円

犯罪行為が行われたときに居住していた住居から転居する費用について助成いたします。

- (1) 家財等の運搬及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

避難施設利用助成金

1人1泊あたり上限7,000円 最大3泊まで

緊急に避難する必要があると認められる場合に助成いたします。

見舞金・助成金の対象となる犯罪被害

条例が制定された「令和4年4月1日以降」に犯罪被害を受けたものが対象です。

（原則、犯罪が行われた日から起算して1年を経過すると申請できません。）

いずれも犯罪発生時に、犯罪被害者の方、ご遺族の方が浜松市民であることが条件です。

（親族間の犯罪は対象外です）

- ・日本国内外で行われた生命又は身体を害する行為（いわゆる生命・身体犯）
- ・性犯罪（不同意性交罪、監護者性交罪）
※未遂を含む
- ・交通事故による被害は危険運転致死傷罪によるもののみ対象となります。

その他、支給には条件がございますので、詳細はお問合せください。

法律相談等の窓口について

無料法律相談

◆浜松市くらしのセンター無料弁護士相談
毎週金曜日（電話で要予約）

午後1時30分から午後4時25分

☎053-457-2025

◆静岡県弁護士会浜松支部無料電話相談
偶数日（土日祝日年末年始を除く）

受付時間 午後1時30分～午後3時30分

☎053-401-3335

その他相談窓口

◆浜松市精神保健福祉センター

浜松市中央区中央一丁目12-1

静岡県浜松総合庁舎4階

☎053-457-2709

月曜日から金曜日（祝日年末年始除く）

午前8時30分から午後5時15分

◆認定NPO法人

静岡犯罪被害者支援センター

静岡市葵区両替町1-4-15芙蓉ビル4階

☎054-651-1011

月曜日から金曜日（祝日年末年始除く）

午前10時から午後4時

◆静岡県性暴力被害者支援センターSORA

☎054-255-8710

24時間365日相談対応

